

福井県栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)運営要綱

公益社団法人 福井県栄養士会

(目 的)

第1条 この要綱は、日本栄養士会災害支援チーム(Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team)(以下「JDA-DAT」という)運営要綱に基づき、福井県栄養士会における災害支援チーム(以下「JDA-DATふくい(Dietetic -Disaster Assistance Team ふくい)」という)を派遣するに必要な事項を定め、災害時における栄養補給等の支援体制の充実を図ることを目的とする。

(構 成)

第2条 JDA-DATふくいは、リーダー1名とスタッフ2名を基本とし、支部単位で複数班整備する。

- 2 JDA-DATふくいリーダーの中からJDA-DATふくいリーダー代表を選出する。
- 3 支部単位に連絡体制を整える。
- 4 県外で活動する場合は、被災地の管理栄養士又は栄養士1名以上を加える。

(スタッフ)

第3条 スタッフは、福井県栄養士会が開催する研修を受講し、修了した者のうち、スタッフ登録者名簿に登録され、スタッフ登録証の交付を受けた者とする。

- 2 会長は日本栄養士会にスタッフ登録者名簿を提出し、登録証の交付を受ける。

(リーダー)

第4条 リーダーは、スタッフのうち日本栄養士会が開催する研修を受講し、修了者証書を交付され、リーダー登録者名簿に登録された者とする。

- 2 会長は、スタッフの中からリーダーとして適任者を、日本栄養士会が開催する研修会受講者として推薦し、受講させる。
- 3 会長は日本栄養士会に登録者名簿を提出し、登録証の交付を受ける。

(承諾書)

第5条 会長は第4条及び第5条で登録した者が組織に所属する場合に、その所属長に日本栄養士会JDA-DATが発出するJDA-DATスタッフ従事承諾書の提出をもって支援活動の承諾を得る。

(登録の継続)

第6条 スタッフ及びリーダーは、登録を継続するために一定の期間内に再教育のための研修を受講し、会長にその旨報告しなければならない。

- 2 会長は、スタッフ及びリーダーの研修状況を把握し、必要な研修を受けさせる。

(変 更)

第7条 登録名簿の記載事項に変更が生じた場合は、会長に報告する。

- 2 会長は、スタッフ及びリーダーから報告を受けた場合は、登録者名簿を変更し、登録事項変更届を日本栄養士会長に提出する。

(取 消)

第8条 スタッフ及びリーダーは、登録を取り消す場合は、速やかに会長に登録取消を申し出る。

- 2 会長は登録取消申請書を日本栄養士会長に提出する。

(運営委員会)

第9条 会長は、JDA-DATふくいの運用、活動の検証および研修企画・運営等について検討協議するための運営委員会を理事会内に設置し、運営委員長は総務部長が担当する。

- 2 運営委員には、災害支援に精通しているJDA-DATリーダーを会長指名により若干名加えることができる。
- 3 JDA-DATふくいの活動については、理事会に報告し承認を受ける。(ただし緊急を要す場合はその限りではない)
- 4 会長不在時はその任を副会長が担うものとする。

(派遣要請)

第10条 会長は、県内で出動基準に該当する災害が発生したと判断した場合及び、日本栄養士会長から要請があった場合は、災害対策委員会にて出動の可否を判断する。

- 2 出動可能と判断した場合は、日本栄養士会長に連絡し、日本栄養士会長の指示に従いJDA-DATふくいを派遣する。
- 3 会長は、明らかに、出動基準に該当する災害が発生したと判断した場合は、日本栄養士会長の要請を待たずにJDA-DATふくいを出動させ、被災地に派遣することができる。派遣後速やかに日本栄養士会長に報告し、承認を得る。
- 4 会長は、派遣後速やかに出動者名簿を日本栄養士会長に提出する。

(出 動)

第11条 原則支部ごとに班を編成し、次の手順で出動する。

- ① スタッフ及びリーダーは、出動基準に該当する災害が発生した場合は待機する。
- ② JDA-DATふくいリーダー代表は会長から派遣指示を受けたら、リーダー1名を

含む3名を招集し、氏名を会長に報告し、必要物品を装備し、出動する。

- ③ 県内に出動する場合で、会長から具体的指示がない場合は、自ら情報を収集し現地に向かう。
- ④ 県外に出動する場合は、業務及び現場の状況等の情報を災害対策委員長から受け取り、指示に従う。

（活 動）

第12条 JDA-DATふくいは原則、被災地内にて次の活動を行う。

- ① 緊急栄養補助食品の支援（要支援者の把握と食料品の配達）
 - ② 被災施設及び避難所等で被災者への栄養補給の支援（炊き出し）
 - ③ 個人の被災者に対する栄養補給等の支援（要支援者の把握と食料品の配達・炊き出し）
 - ④ ①～③の活動を原則とするが、対応の困難な被災者がいる場合は、医療機関等に連絡し必要な対応を行う。
- 2 活動にあたり、被災地内の医療・福祉・行政等の栄養部門と連携し、情報を収集・伝達・共有すること。被災施設及び避難所等の責任者の許可のもと活動すること。
- 3 具体的な指示がない場合は、被災が予想される避難所、医療救護所等へ直接出向き、状況の把握に努める。
- 4 移動・搬送手段・支援物資の調達・自らの生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行う。
- 5 災害対策委員長は、物資の調達、搬送手段の確保等の後方支援を行う。
- 6 特殊な栄養製品の確保等について日本栄養士会長に支援を要請することができる。
- 7 一定期間の活動を終え、次の災害支援チームに交代する場合は、業務の引き継ぎを行い、継続的な活動が行えるようにする。

（活動期間）

第13条 活動期間は発災後72時間を基本とする。

- 2 別に指示がある場合は、指示を受けた期間とする。

（報 告）

第14条 現場での活動が終了した後、JDA-DATふくい災害支援活動報告書（DiMSに入力）により会長に報告する。会長は、日本栄養士会長に報告する。

（経費の負担）

第15条 JDA-DATふくいの管理運営に係る事務経費等については、日本栄養士会及び福井県栄養士会それぞれにおいて負担する。

- 2 JDA-DATふくい出動に係る経費は、福井県栄養士会それぞれにおいて予算の範囲内

で負担する。ただし、派遣終了後、日本栄養士会長あてに申請することができる。また、個人が使用する物品については除外する。

3 JDA-DATふくいが持参する支援品は、原則福井県栄養士会で準備する。

4 JDA-DATふくいスタッフの研修会開催に関する経費は、福井県栄養士会が負担する。

(その他)

第16条 その他JDA-DATふくいに係る事項については、別途会長が定めるものとする。

附 則

1、この要綱は、令和6年1月26日から施行する。

2、本運営要綱の改廃は、理事会において審議し、これを行う。